

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
1	秋田県一般競争入札公告	入札書類の提出期間、場所及び方法	7	4	(6)					「代理人が持参する場合は、委任状（様式第22号）を提出すること。」とありますが、入札説明書 p.5 4-1(2) 7)によりますと、様式第22号は、業務分担届出書とあります。様式第24号の間違えであると認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	選定スケジュール	4	3	3					募集要項(第二部)に関する質問に対する回答の送付が10月7日となっておりますが、10月27日の入札書類提出日まで稼働20日を切っており、回答を頂いてから、入札内訳書、技術資料、要求水準適合確認表、技術提案書、事業計画書について、修正・変更をすることは軽微なものでない限り、大変難しい状況であると想定出来ます。魅力ある提案のためにも、入札内訳書、技術資料、要求水準適合確認表、技術提案書、事業計画書に関することについては、質問提出、回答のスケジュールを見直して頂けないでしょうか。	入札説明書に示すスケジュールの変更は行いません。
3	入札説明書	対話用資料の提出	15	7	2	2				「「対話の申込書（様式第11号）」、「対話用資料（様式第12号）」を電子メールで提出すること。」とありますが、ファイル形式は、設定の違い等を考慮して、Wordではなく、PDF で良いと考えてよろしいでしょうか。	Wordファイル及びPDFファイルを提出してください。
4	入札説明書	入札書類の構成	16	8	2					入札書類の書式は、募集要項(第二部)にて公表されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	設計・施工業務に係る年度ごとの支払限度額	19	8	6					「設計・施工に係る年度ごとの支払額は、次に掲げる限度額を予定している」とありますが、いつ決定されるのでしょうか。	落札者決定後の契約協議時において決定する予定です。
6	入札説明書	落札者決定後の手続	21	9	3					「落札者と協議後、落札者はこれを満たす責務を負う。」とありますが、これは、「本県と協議して基本協定締結後、落札者はこれを満たす責務を負う。」という認識でよろしいでしょうか。	入札説明書3-3項の(イ)落札者の決定から(ウ)契約協議を経て、責務を負うこととなります。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
7	入札説明書	落札者決定後の 手続	21	9	3					「落札者を決定し通知する。この結果については、本県の公式Webサイト「美の国あきたネット」により公表する。」とありますが、基本協定締結後ではなく、締結前に公表するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	落札後の契約締 結期限	21	9	4					「落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、本事業は落札者決定後、順次契約協議を行うことから、書面をもって契約締結の期限の延長を願い出ること。」と定められていますが、延長期間については特に制限はないという理解でよろしいでしょうか。また、一度延長した後でも、当該期間内に契約を締結できない場合には、再度の延長を認めていただけるのでしょうか。	延長期限は、入札説明書3-3項の(テ)各契約の締結（仮契約）の平成29年4月30日です。再度の延長は想定していません。
9	入札説明書	落札者決定後の 手続	21	9	4					「落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない」とありますが、どの当事者間でのどのような契約を指しているのかご教示願います。	契約の当事者は本県と落札者になります。契約は入札説明書11-4項に示す各契約を指します。
10	入札説明書	落札者決定後の 手続	22	11	2					落札者の決定後、落札者の事由によって契約の締結に至らなかった場合等に「落札者との契約を解除し」、総合評価上位の者から契約内容の協議を行う旨の記載がありますが、解除する「契約」とは、基本協定を指しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
11	入札説明書	特別目的会社の資本金	23	11	3					維持管理・運営業務を行う主体として設立するSPCについては、資本金や機関設計、出資する企業の最低出資額等については特段制限はなく、応募者側で自由に決められるとの理解でよろしいでしょうか。	特別目的会社の資本金は、設立時の資本金を500万円以上とし、維持管理・委託契約の開始日までにこれを5,000万円以上に増資してください。詳細は募集要項（第二部）の契約書案に示します。なお、出資する企業の最低出資額に制限はありません。
12	入札説明書	基本契約	23	11	4	1				実施方針においては、基本契約は工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする、停止条件付の契約であるとされておりました(9頁、2-5-4)。入札説明書にはその旨の記載がありませんが、基本契約も維持管理・運営委託契約と同様の停止条件付の契約であるとの認識で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	基本契約	23	11	4	1				「本県と落札者の構成企業及び特別目的会社は、本事業の実施（本施設の設計・施工及び維持管理・運営）に関する不可分一体な契約として、基本契約を締結する。」とありますが、様式第6号の委任状 委任事項5では、構成企業は、代表企業に基本協定の締結を委任しております。基本協定の契約当事者をご教示願います。	入札説明書3-3項(ウ)から(エ)に示すとおり、基本協定の締結後、特別目的会社を設立し契約協議を行った上で、基本契約を含めた各契約の締結を行うものです。基本協定の契約当事者は、本県と落札者であり、契約行為は代表企業が行います。また、基本契約の契約当事者は、本県と落札者の構成企業及び特別目的会社となります。
14	入札説明書	基本契約	23	11	4	1				「本県と落札者の構成企業及び特別目的会社は、本事業の実施（本施設の設計・施工及び維持管理・運営）に関する不可分一体な契約として、基本契約を締結する。」とありますが、一般的には、基本協定協議終了後、特別目的会社の設立手続きに入るものと考えております。その状況下で、現状の選定スケジュール（予定）では、落札者の決定から基本協定の締結までが1か月ほどしかありませんが、具体的にどのような手続きを想定されて選定スケジュールを予定されたか、ご教示願います。	基本協定の締結時期（平成29年1月中）から基本契約の締結時期（平成29年3月から同年4月30日まで）までの詳細なスケジュールについては、No. 13の回答を参照してください。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
15	入札説明書	基本契約	24	12			(5)	イ		「入札参加有資格者が過去に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められることを確認できる書類」とは、具体的に何を指しているのでしょうか。	CORINS竣工データ写し及び各種契約書の写しを指します。
16	入札説明書	入札保証金の免除要件	24	12			(5)	イ		入札保証金の免除に関する「入札参加有資格者が過去に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、」という要件について、「数回以上」とは、2回以上であれば該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	入札保証金	24	12			(5)	イ		ここでの「確認できる書類」の具体的例をお示し下さい。	No. 15の回答を参照してください。
18	入札説明書	入札保証金	24	12			(5)	イ		「確認できる書類」を事前に貴県にて確認頂くことは可能でしょうか。	事前確認は認められません。「確認できる書類」の定義については、No. 15の回答を参照してください。
19	入札説明書	入札保証金	24	12						落札出来なかった応募者については、入札保証金は返還されるのでしょうか。	落札者決定後に還付します。
20	入札説明書	契約保証金	24	13						規則177条には「契約金額の100分の10以上」の契約保証金を納付するとありますが、契約期間は事業期間全体となると理解して良いのでしょうか。	工事請負契約、維持管理・運営委託契約、資源化物売買契約の各契約期間を指します。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
21	入札説明書	契約保証金	24	13						契約保証金は単年度更新の履行保証保険の契約締結で代えることは可能でしょうか。	契約保証金を単年度更新の履行保証保険の契約締結で代えることは認められません。
22	入札説明書	契約保証金	24	13						規則177条の契約金額とは、基本契約に示される金額と理解して良いでしょうか。	工事請負契約、維持管理・運営委託契約、資源化物売買契約の各契約に示す金額を指します。
23	入札説明書	契約保証金	24	13						規則177条の契約金額とは、基本契約以外の個別契約に示される各々の金額と理解して良いでしょうか。	No. 22の回答を参照してください。
24	対話要領	提出方法	2				(1)	エ		電子メール1通が5MBを超えるときは、ファイルを分割して送信しても良いとの理解で良いでしょうか。	ファイルの分割送信は問題ありません。
25	対話要領	対話の実施要領	3				(2)	ア	(ウ)	「出席者については、1社5名を上限とする。」とありますが、例えば、グループを4社で構成する場合は、4社×5名で、20名が出席可能であるという解釈でよろしいでしょうか。	応募グループで5名です。
26	対話要領	出席者数	3				(2)	ア		1社5名というのは、複数社のグループの場合でも5名という理解で良いでしょうか。	No. 25の回答を参照してください。
27	対話要領	議事録の取り扱い	3				(2)	エ		対話を録音することは差支えないとの理解で良いでしょうか。	特に問題ありません。
28	対話要領	議事録の取り扱い	3				(2)	エ		対話内容によって要求水準書等を修正する必要がある場合には、ご対応頂けるとの理解で良いでしょうか。	対話内容によって、要求水準書等を修正することはありません。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
29	対話用資料	記載要領	15							添付資料には枚数に制限が無いとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	落札者決定基準	総合評価	4	5	2					価格点と技術点は完全に独立して評価するものと理解しておりますが、開札日時から技術点の評価が決定されるまでに価格点の情報は技術点の評価者に伝達されないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	落札者決定基準	別紙-1 評価項目及び配点表	6							「項目No. 6, 8は連動評価」とありますが、連動評価とは、どのような評価方法なのでしょうか。同じ点数になるということでしょうか。	例えば、No. 6の配点が3.0点、No. 8の配点が1.0点の場合、配点比率が小さいNo. 8の1/3を3.0点に乗じて、1.0+1.0=2.0点となります。
32	落札者決定基準	連動評価	6							連動評価とありますが、例えば評価項目9のモニタリング計画が適正でなく、評価項目16のモニタリング計画が適正であった場合は、どのように評価が連動するのかをお示し願います。	No. 31の回答を参照してください。
33	落札者決定基準	類似施設の事業実績に係る配点について	7							下水汚泥に関する乾燥設備又は炭化設備の実績については、施工実績と運転管理実績の両方を有していなければ配点されないという理解で宜しいでしょうか（例えば炭化設備の運転管理実績のみを1箇所所有している場合には配点はされないということでしょうか。）。	ご理解のとおりです。
34	落札者決定基準	評価項目No. 1： 1. ①_類似施設の事業実績	7							「施工実績及び運転管理実績をそれぞれ1箇所ずつ有する場合。」とありますが、施工実績と運転管理実績は同一の処理場でなくても良いという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。施工実績と運転管理実績は、同一の処理場でなくて結構です。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項	質問内容	回答
35	落札者決定基準	資源化物の利活用先の安定性 (大館処理センターから利活用先までの距離)	8				資源化物の利活用先の安定性における項目について、利活用先の所在地が大館処理センターから50km以内でない、と、配点が0点である理由をご教示頂けないでしょうか。資源化物の利活用先の安定性を評価するのであれば、利活用先への距離よりも例えば利活用先企業の経営の安定性、製造する資源化物の量に対する受入設備の規模、設備の内容等を重視すべきと考えます。	大館処理センターから利活用先までの距離が長くなれば、資源化物の搬出車両から発生するCO2排出量が大きくなることから、50kmを超える場合を0点としたものです。
36	落札者決定基準	資源化物の利活用先の安定性 (利活用企業数及び特別目的会社への参画)	8				資源化物の利活用先の安定性における項目について、S P Cへ出資をする利活用先がないと、配点が0点である理由をご教示頂けないでしょうか。 秋田県知事様宛の「資源化物有効利用の確約書」への押印・提出による20年間の資源化物の引取りは確約は、S P C出資よりも大きな効力であると考えます。	要求水準書の要件として、主たる利活用先を確保することとありますので、主たる利活用先が協力会社の場合には、「要求水準書を満たしている程度」となり、落札者決定基準P. 8に示すとおり0点となります。また、秋田県知事宛の「資源化物有効利用の確約書」は、本事業に参画する全ての応募者に求めている要件のため、加点に繋がるものではありません。
37	落札者決定基準	搬入物の変動に関する適応性・柔軟性	9				規定変動範囲プラスマイナス10%とありますが、これは量または性状のどちらかの変動であると理解して良いでしょうか。	P. 9に記載のとおり、搬入物の量及び性状の両方の変動を指します。
38	落札者決定基準	搬入物の変動に関する適応性・柔軟性	9				規定した搬入物の量とは年間の搬入物量であると理解して良いでしょうか。	要求水準書添付資料の添付-31に示す汚泥量変動範囲 (t/年) を指します。
39	落札者決定基準	搬入物の変動に関する適応性・柔軟性	9				規定した搬入物の性状変動範囲を超えた変動範囲とは、添付資料6に示される変動範囲の外側方向にそれぞれ追加的に1.5%~10%分を加えた範囲であると理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
40	落札者決定基準	評価項目No. 5 : 1. ③搬入物の 変動に関する適 応性及び柔軟性	9							限定変動範囲は添付資料5、6にそれぞれ含 水率変動範囲を基に設定した汚泥量の変動 範囲、可燃分組成変動範囲として示されて います。その±%とは、その変動範囲に 示された最大値に+%、最低値に-%を掛け た値を増減させた値という理解でよろしい でしょうか。（最大値－最低値の幅にそ の%を掛けたものの上乗せとも読み取れま す）	ご理解のとおりです。
41	落札者決定基準	搬入物の変動に 関する適応性・ 柔軟性	9							規定変動範囲プラスマイナス10%とは、-10% ～+10%の間の変動と理解して良いでしょ うか。	No. 40の回答を参照してください。
42	落札者決定基準	評価項目No. 11 : 2. ①騒音・振動 基準	11							敷地境界における騒音計算値は、暗騒音を 考慮しない設備単独の数値と考えるて宜し いでしょうか。考慮する場合は暗騒音値を ご教示願います。	暗騒音を考慮した騒音計算としてくださ い。暗騒音値としては、現在調査中の生活 環境影響調査の騒音データを対話時に開示 します。
43	落札者決定基準	大館処理セン ター、資源化物 の搬入経路、搬 出先における臭 気対策	12							提案するシステムにおいて生成される資源 化物の臭気強度が1以下であることを証明す るためには、臭気判定士等による第三者 の分析が必要であるとの理解で良いでしょ うか。	ご理解のとおりです。
44	落札者決定基準	温室効果ガス排 出量の抑制	13							利用先ですでにバイオマス等の非化石燃料 を利用している場合には、石炭等の化石燃 料の代替とならないことから、温室効果ガ ス削減量は0となると理解して良いでしょ うか。	非化石燃料を利用している場合は、資源化 物の利用により「カーボンニュートラル資 源（木材等の植物由来の原材料）」の削減 に繋がることから、非化石燃料の排出係数 及び発熱量の実測値により削減量を評価す る予定です。

◆ 秋田県県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
45	落札者決定基準	維持管理・運営に関する地域貢献	14							配点4.0について「維持管理・運営に関して、県内企業等との協力、連携等、・・・(略)・・・有効な提案が5つ以上ある場合」とありますが、「業務委託」として県内企業「5社」を明示した場合、有効な提案を5つとして評価され、4.0点の評価になりますのでしょうか。それとも「業務委託」を1つの有効な提案とカウントし、県内企業5社の明示をしても有効な提案は1つとの評価（この場合1.0点）になるのでしょうか。	維持管理・運営に関する地域貢献に関する有効な提案については、対話時に各事業者にはヒアリングした上で、対話の質問回答時に示します。
46	落札者決定基準	設計・施工に関する地域貢献	14							配点4.0について「設計・施工に関して、県内企業等との協力、連携等、・・・(略)・・・有効な提案が5つ以上ある場合」とありますが、「下請発注」にて県内企業「5社」を明示した場合、有効な提案を5つとして評価され、4.0点の評価になりますのでしょうか。それとも「下請発注」を1つの有効提案とカウントし、県内企業5社の明示をしても有効な提案は1つとの評価（この場合1.0点）になるのでしょうか。	No. 45の回答を参照してください。
47	様式集(第一部)	様式第11号								「参加希望者」とは、対話の申込書に関する問い合わせ先であるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	様式集(第一部)	様式第12号								記入方法として、「資料内では、企業名・団体名等を記載しないこと」とありますが、(イ)資源化物の利活用計画では、企業名を記載するよう、ご指示があります。企業名は、どのように扱えばよろしいでしょうか。	企業名等詳細は企業名のない会社概要を記載してください。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
49	リスク分担	リスク分担表 (仮称)								秋田県殿と民間事業者とのリスク分担を整理する「リスク分担表」は、作成の予定が無いという理解でよろしいでしょうか。	リスク分担は、実施方針から変更はなく、募集要項（第二部）の契約書（案）で個々のリスクに対して整理していますので、別途リスク分担表は作成しません。
50	要求水準書	地理条件	2	1	3	2	(1)			計画施設の範囲が、事業用地範囲より小さくなった場合も、事業用地全てをTP+39.3のレベルまで盛土成形する必要がありますか。それとも、必要範囲のみと理解して良いでしょうか。	事業予定地内の全ての盛土を行ってください。
51	要求水準書	地理条件	2	1	3	2	(1)			計画地盤高がTP+39.3とありますが、事業用地に接するH28年度施工の場内道路もTP+39.3のレベルで施工され则认为て良いでしょうか。	事業用地に接する場内道路はTP+39.3mで整備する計画です。
52	要求水準書	責任分界点 (上水)	3	1	4		(2)			上水の取合い点ですが、添付資料4にある上水（井水）の責任分界点（1/3）と（2/3）では位置が違うように感じますが、どちらが正でしょうか。	添付-20の（2/3）及び添付-21の（3/3）が正となります。
53	要求水準書	上水	3	1	4		(2)			上水の水質・性状をご教示願います。	データはありません。
54	要求水準書	生活排水	3	1	4		(3)	ア		排水ピットへ自然流下にて放流とありますが、距離が遠すぎるため排水ピット接続レベルGL. -720mmは物理的に無理なレベルですのでポンプ圧送の方法しかないと考えますがいかがでしょうか。（ポンプの中継槽を設け、そこより自然流下としても、ポンプ流量の流れがそのまま排水ピットに流入することになるため、ポンプ圧送と変わらなくなります。）	生活排水のポンプ圧送も基本的には認めるものとなりますが、詳細は本県と協議の上、決定するものとします。
55	要求水準書	雨水排水	3	1	4	1	(4)			既存の雨水排水計画は暫定計画となっております。本事業範囲は、雨水排水を既存排水側溝に接続するまでと考えて宜しいでしょうか。	既存の雨水排水施設の流下能力で対応可能かを検討の上、既存雨水排水施設に接続してください。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
56	要求水準書	プラント用水	3	1	4	(6)				プラント用水の水質・性状をご教示願います。	入札説明書4-2項(3)の設計関連資料のうち、維持管理資料の放流水と同等の水質となります。
57	要求水準書	整備対象施設について	5	1	5	1	(1)			表1-1で、建物が「地下：土木構造物、地上：建築構造物」に分類されています。地上及び地下の両方を有する建物で、地下が機械室の場合は、一体の建築構造物と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書3-2-1項の構造分類の適用に準拠してください。詳細は、建築主事の判断によるものとなります。
58	要求水準書	計画処理量	6	1	5	1	(3)			「年間計画処理量7782t/年」と「実際に設備で処理する汚泥量」は異なるとの理解で宜しいでしょうか。 ※例：設備稼働日数が300日/年の場合の汚泥処理量 7782t/年×300/365=6396t/年	稼働日数が300日の場合は、ご理解のとおりです。65日分の脱水ケーキ等については、別途運搬、処理・処分が必要となります。
59	要求水準書	稼働日数	7	1	5	2	(2)			当初2ヶ年は300日の稼働日数条件の適用を除外するとありますが、事業期間中に、当初2ヶ年と同等以下の汚泥量条件となった場合にも、同様に除外して頂けるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	騒音基準	8	1	5	3	(2)			現状における敷地境界における暗騒音データがございましたら、開示頂けないでしょうか。	現在調査中の生活環境影響調査の騒音データを対話時に開示します。
61	要求水準書	振動基準	8	1	5	3	(3)			現状における敷地境界における振動値データがございましたら、開示頂けないでしょうか。	No. 60の回答を参照してください。
62	要求水準書	悪臭基準	9	1	5	3	(4)			現状における敷地境界における臭気データがございましたら、開示頂けないでしょうか。	No. 60の回答を参照してください。

◆ 秋田県県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
63	要求水準書	公害防止基準	10	1	5	3	(5)			表1-9記載の汚水排水基準値は、当該施設からのプラント排水と生活排水の両方の水質基準値項目とする理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	施設・設備台帳	11	1	6	1	(1)	ウ		施設・設備台帳は、紙媒体でも作成をしなければならないのでしょうか。電子データのみによる管理は不可でしょうか。	電子データのみによる管理は不可となります。
65	要求水準書	資源化物利活用業務	12	1	6	1	(2)	エ		資源化物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にいう産業廃棄物には該当しないとの認識でおりますが、そのような理解で間違いありませんでしょうか。	基本的には該当しません。ただし、落札者決定後に県環境部局との協議を行った上、最終的な判断を行うこととなります。
66	要求水準書	施設見学対応	13	1	6	1	(2)			行政視察の頻度と人数の目安をご教示下さい。	行政視察の想定としては、事業開始から3ヶ年度目以降は、おおむね5回/年、5～10人/回です。事業開始から2ヶ年度までの期間は、3ヶ年度目以降の頻度、人数に対して約3倍程度を想定しています。
67	要求水準書	施設見学対応	13	1	6	1	(3)	ア		本施設には研修室等の数名レベルを超える多くの見学者が一度に説明を受けることを想定した部屋は不要であるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書	施設見学対応	13	1	6	1	(3)	ア		見学者向けのバリアフリー対応は既設管理本館並みを想定すると理解して良いでしょうか。	応募者提案によります。
69	要求水準書	施設見学対応	13	1	6	1	(3)	ア		見学者人数は最大で40人程度と想定して良いでしょうか。	応募者提案によります。
70	要求水準書	施設見学対応	13	1	6	1	(3)	ア		見学者用の駐車場は不要であるとの理解で良いでしょうか。	応募者提案によります。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
71	要求水準書	施設見学対応	13	1	6	1	(3)			施設見学者の対応時には大館処理センター内の会議室等を借用させて頂くことは可能であるとの理解で良いでしょうか。	基本的には問題ないと考えますが、詳細は本県との調整を経て、日程を設定してください。
72	要求水準書	施設整備費の支払い	13	1	6	2	(2)	ア		年度支払限度額を超過した分は、翌年度にお支払頂けるとの理解で良いでしょうか。	翌年度の年度支払限度額を超えない範囲において支払います。
73	要求水準書	し尿受入れ棟	16	2	1	6	(1)			設計成果の見直しに必要な経費は別途精算して頂けるとの理解で良いでしょうか。	本施設の設計期間において、し尿受入れ棟の設計に関し本県と調整が行えない要因がある場合には、ご理解のとおりです。
74	要求水準書	見学者に対する説明資料	16	2	1	6	(2)			増刷分含めて700部の内、200部の増刷時期は事業者提案との理解で良いでしょうか。	200部の増刷時期は、本県の指示によるものとします。
75	要求水準書	見学者に対する説明資料	16	2	1	6	(2)			映像ソフト、記録映像の作成方針は評価の対象とならないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書	見学者に対する説明資料	16	2	1	6	(2)			増刷分含めて700部の内、200部の増刷時期は事業者提案との理解で良いでしょうか。	No. 74の回答を参照してください。
77	要求水準書	見学者に対する説明資料	16	2	1	6	(2)			映像ソフト、記録映像の作成方針は評価の対象とならないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	責任施工	19	2	3	2				「要求水準書等に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工するものとする。」とありますが、県殿は、費用負担しないという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に示す性能を発揮するために、必要な機器等であって、その機器等が要求水準書に明記されていないものも民間事業者の責任と負担により設計・施工することを指します。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
79	要求水準書	基礎工	20	2	3	7				試験杭を各施設2本ずつとありますが、ここでの各施設とは、各建屋と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	施工に係る地元雇用	20	2	3	8				地元企業への発注金額の下限に規定はありますか。また、機器、資材等については、秋田県外で製造され、地元企業から購入したのも評価対象となりますか。	前者についての規定はありません。後者については評価対象となります。
81	要求水準書	仮設計画	21	2	4	1				仮設事務所の水道の外部引き込みは困難なため、大館処理センター殿の井戸水を使用させて頂けないでしょうか。	本事業の上水の責任分界点と同じ位置での取合いであれば、基本的に問題はありません。詳細は、本県と協議の上、決定するものとします。
82	要求水準書	仮設工事	21	2	4	1				仮囲いの仕様等の指定はありますでしょうか。	応募者提案によります。
83	要求水準書	工程会議	21	2	4	4				貴県が立ち会う月例会議の開催場所は大館処理センター内と理解して良いでしょうか。	大館処理センター内を想定しています。
84	要求水準書	地中障害物	24	2	4	10				土壌の汚染があった場合、予見できない地中障害物と同等として、その時点での協議を行うと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書	施設配置に関する要件	26	3	1	1				既存管理棟・汚泥処理棟の1FLレベルがGL+1000となっておりますが、設計思想を合わせるために、そのように設計した設計根拠をご教示下さい。	本事業地は多雪区域であり、最深積雪64cm（気象庁地域気象観測委託積雪資料の1978年～2000年、23年間の平均値による。）を考慮しているものです。
86	要求水準書	施設配置に関する要件	26	3	1	1				脱水ケーキ等又は資源化物の搬出入車両の駐車及び待機スペースを確保するとありますが、具体的な大きさや台数のご指示はありますか。	応募者提案によります。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
87	要求水準書	施設配置に関する要件	26	3	1	1				「来場者車両の動線を分離すること。」とありますが、「来場者」とは、見学者のことであるという認識でよろしいでしょうか。異なる場合は、具体的にご提示願います	来場者の定義は、見学者、地元協議会への参加者を指します。
88	要求水準書	機能性に関する要件	27	3	1	3				「施設来訪者の受付を行うこと。」とありますが、「来訪者」とは、見学者のことであるという認識でよろしいでしょうか。異なる場合は、具体的にご提示願います	No. 87の回答を参照してください。
89	要求水準書	機能性に関する要件	27	3	1	3				「運営事業者用事務室を設け、施設来訪者の受付を行うこと。」とありますが、当該事務室内で受付業務を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書	大規模水害について	27	3	1	5				浸水被害について、ハザードマップでは大館処理センターは浸水想定1m以上2m未満の区域となっていますが、その浸水想定での対応を検討すればよいとの判断でよろしいでしょうか。	大館処理センターにおける過去10年間の実績では、平成19年（24時間総雨量179mm）にTP+39.3mに対し10cm程度冠水したのみである。ハザードマップに示す浸水想定は、100年に1回程度（24時間総雨量191.5mm）によるものです。これらを鑑み、提案してください。
91	要求水準書	防災及び減災に関する要件	27	3	1	5				既存の防災計画、一体型タイムラインをご提示頂けます様お願いします。	既存の防災計画及び一体型タイムラインはありません。
92	要求水準書	場内整備に係る要件	30	3	2	3	(2)			本事業で敷設した0.6m以下の埋設物が支障となり、計画上不具合が生じる場合には、民間事業者は移設等適切な対応を行う。とありますが、具体的にはどのようなものを想定していますか。	移設等とは、移設又は管防護工を想定しています。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
93	要求水準書	駐車場及び待機場工事	30	3	2	3	(4)			学校等の見学者を想定した駐車スペースを確保すること。とありますが車(バス)の大きさ, 台数をご指示下さい。	応募者の見学者計画に基づき設定して下さい。
94	要求水準書	建築機械設備	31	3	3	1	(1)			本敷地に凍結深度の指定はあるでしょうか。	指定はありません。事業者提案によることとします。
95	要求水準書	設計条件について	31	3	3	1	(2)			熱負荷計算における詳細条件に関して、建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)の設計用屋外条件(秋田)に準じて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書	建築機械設備	31	3	3	1				設計室内温度などの各設計条件は、換気・空調・給排水に関わらず、「建築設備設計基準(国交省大臣官房官庁営繕部監修)」に基づくものと考えてよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
97	要求水準書	通信・弱電設備	32	3	3	2	(2)			ここでの「構内」とは資源化設備内であるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書	通信・弱電設備	32	3	3	2	(2)			電話設備は携帯電話等の無線設備でも良いとの理解で良いでしょうか。	本事業専用の機器とし、地階含め本施設内全域で安定した通信を可能とする場合には、無線設備でも認めます。
99	要求水準書	建築機械設備	32	3	3	2				外灯には節電型を用いるようにありますが、建築設備内の照明設備は事業者提案と理解して良いでしょうか。	要求水準書3-3項に記載のとおり、設備機器は節電型とします。

◆ 秋田県県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
100	要求水準書	計量設備	33	3	4	1	(3)			「ピット式とし屋内設置とすること。」とありますが、計量設備は、建築設備並びに建築機械電気設備を伴うような部屋に設置するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書	乾燥汚泥の受入れ	34	3	4	2	(6)			藤里浄化センターの乾燥汚泥は1か月に1回の搬入ですが、腐敗等の変質がないような管理がされると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	要求水準書	通信・弱電設備	34	3	4	2	(6)			本施設に必要な変更措置で費用が発生する場合には、精算頂けるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書	用役設備 (二次処理水)	36	3	4	7	(4)			二次処理水の利用は1,000m3/日までとありますが、最大何m3/分の供給が可能でしょうか。また、制約はありますでしょうか。 (単純平均で約0.7m3/分の供給量となりますが、例えば、約2倍の1.5m3/分の対応が可能など)	設計としては、最大0.7m3/分として計画してください。詳細は、本県と協議の上、決定するものとします。
104	要求水準書	用役設備 (二次処理水)	36	3	4	7	(4)			二次処理水配管の塩素混和池建屋貫通に対して、貫通制限される場所はありますでしょうか。	壁貫通の開口の大きさによって、判断が異なるため、詳細は、本県と協議の上、決定するものとします。
105	要求水準書	受変電設備	38	3	5	1	(6)			資源化設備の電源容量に上限はあるでしょうか。上限が無い場合は事業者提案によるかと理解して良いでしょうか。	現状の想定では既設受電設備容量で十分であり、基本的に上限はないと考え提案してください。ただし、設計時に調査の上で必要な設備は事業者負担により設置してください。
106	要求水準書	受変電設備	38	3	5	1	(6)			現状の電力会社との契約電力、契約種別、負荷集計表をご教示頂けますようお願いいたします。	現状の契約電力は316kW、契約種別は「高圧季節別時間帯別電力S」です。負荷集計表については、対話時に開示します。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
107	要求水準書	接地	39	3	5	4	(3)	ウ		「各種必要な接地極を設けること。」とありますが、接地極は一般的な接地板でよろしいでしょうか。それともポーリングアースが必要でしょうか。またポーリングの場合、何m程度の深さが必要でしょうか。	応募者判断によります。必要に応じて、事前調査として比抵抗試験等を実施してください。
108	要求水準書	監視制御設備	40	3	5	6				要求水準書（案）に係る質問・回答書 No. 190 にて、既存中央監視制御設備の製造メーカを、入札公告時にお示し頂くと回答頂いていますが、提示が無いのでご提示頂けないでしょうか。	入札説明書4-2項(3)の設計関連資料のうち、竣工図（システム構成図等）に明記されています。
109	要求水準書	試運転中の費用負担	41	4	1	4	(6)			試運転中の電力費等は無償で供給頂けるとの理解で良いでしょうか。	試運転中の電力費等は、有償の実費精算とします。
110	要求水準書	試験運転計画	43	4	3					予備性能試験の「試験運転計画」とは、具体的に、いつ、どのようなものを策定すればよいのでしょうか。	本県から供給できる処理対象物及び量が確定できた段階において、要求水準書4-2項表4-1に示す試験項目、保証値、試験方法、安全対策、実施スケジュール等を記載した計画書を策定し、本県と協議の上、決定するものとします。
111	要求水準書	試験運転計画	43	4	3					予備性能試験は試験期間の1日前からとありますが、前日であれば24時間以上前である必要はないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書	試験運転計画	44	4	4					引渡性能試験の「試験運転計画」とは、具体的に、いつ、どのようなものを策定すればよいのでしょうか。	No. 110の回答を参照してください。
113	要求水準書	性能試験等に係る費用	44	4	5					「予備性能試験、引渡性能試験に必要な費用については全て工事請負事業者負担とする。」とありますが、県殿は費用負担しないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
114	要求水準書	性能試験等に係る費用	44	4	5					性能試験等に係る費用のうち、電力費等は無償で供給頂けるとの理解で良いでしょうか。	性能試験等の電力費等は、有償の実費精算とします。
115	要求水準書	性能保証	45	4	7	1				「設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために必要なものは、本県の指示に従い、工事請負事業者の負担で施工すること。」とありますが、県殿は費用負担しないという解釈でよろしいでしょうか。	No. 78の回答を参照してください。
116	要求水準書	性能保証	45	4	7	1				「設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために必要なものは、本県の指示に従い、工事請負事業者の負担で施工すること。」とありますが、県殿からは指示であり、協議ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書	電子データ	47	5	1	1				事業実施計画書等の電子データの仕様をご教示願います。	詳細は、本県との協議の上、決定するものとします。
118	要求水準書	報告書の作成	48	5	1	2				貴県の要求に応じて項目追加を行った場合には、その追加に要する費用は精算頂けるとの理解で良いでしょうか。	報告書の項目追加については、精算対象となりません。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
119	要求水準書	資源化物の第二の搬出先等における処理の承諾	51	5	2	1	(3)			「主な搬出先による資源化物の利活用ではなく、第二の搬出先等における処理を行う場合には、汚泥の形態が資源化物又は汚泥脱水ケーキ等を問わず、事前に本県に承諾を受けること。」とありますが、これは、第二、第三の利活用企業が資源化物の利活用を行う場合も該当し、貴県の承諾を得る必要があるということでしょうか。また、その場合、第二、第三の利活用企業が構成員の場合も同様でしょうか。	主たる企業をはじめ、第二、第三の利活用企業が構成員の場合であっても、利活用計画書として、日単位の計画が明確であり、この計画に基づいた利活用でない場合は、原則、本県の事前承諾を必要とします。
120	要求水準書	試運転期間	51	5	2	1				教育訓練計画書及び教育訓練用運転手引書に基づき、試運転期間に十分な教育訓練（法定検査のための訓練を含む。）を受けることとありますが、試運転期間はどの程度見込めば良いでしょうか。また、法定検査のための訓練の内容を具体的にお示し下さい。	試運転期間は、要求水準書4-1-1項に示すとおりです。また、法定検査のための訓練内容については応募者提案によります。
121	要求水準書	人員等	51	5	2	1				貴県に提出する業務分掌の様式があればご開示頂けますようお願いいたします。	様式の指定はありません。
122	要求水準書	マニュアル	51	5	2	2				運転マニュアルと運営マニュアルの差異をご教示下さい。	運営マニュアルは、本事業全体を包含するマニュアルを指します。運転マニュアルは、各機器等の運転操作マニュアルを指します。
123	要求水準書	脱水ケーキ受入業務に関する要件	51	5	2	2	(1)			処理対象施設の脱水ケーキを四半期ごとに汚泥性状分析を実施とあります。資料37汚泥分析一覧の分析項目を各施設分、分析する理解で宜しいでしょうか。	事業者が提案する資源化物の用途に合わせて必要な分析を提案してください。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
124	要求水準書	脱水ケーキ等の処理業者	51	5	2	2	(1)			「脱水ケーキ等の収集、運搬又は処分を行う者」は、構成員又は協力会社以外の第三者であってもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書	脱水ケーキ等の処理業者の契約	51	5	2	2	(1)			「脱水ケーキ等の収集、運搬又は処分を行う者」との間の三者契約の書式は、貴県においてご用意いただいたものを用いるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	要求水準書	脱水ケーキ等の処理業者の契約締結時期	51	5	2	2	(1)			「脱水ケーキ等の収集、運搬又は処分を行う者」との間の三者契約は、入札説明書11-4の「契約の締結」に記載がございませんが、いつまでに締結をする必要があるのでしょうか。	原則、入札説明書11-4項に示す各契約書の締結時と併せて締結するものとします。
127	要求水準書	脱水ケーキの受入要件	51	5	2	2	(1)			実施方針添付資料3において貴県が負うこととされている、搬出物量及び性状が契約書等で規定したものと乖離していた場合のコスト変動に関する従たるリスクとは、要求水準書添付資料5記載の搬入条件が変更され、本施設の運転運用による対応が不可能で本施設の改造又は新たな設備等が必要となる場合であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書	資源化物の価格	53	5	2	3	(3)			資源化物の価格の決定法における「又は」はの前後は独立しているとの理解で良いでしょうか。つまり、100円/tを10分の1にする必要はないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	要求水準書	利活用状況の報告	53	5	2	4	(2)			「利活用状況は、月報として、5営業日以内に本件へ提出すること。」と記載されていますが、これは、月初から5営業日以内に、先月の資源化物の利活用状況を記載した月報を貴県に提出するという趣旨で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆ 秋田県県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
130	要求水準書	副製造物の収集、運搬、処分	54	5	2	5				運営事業者が副製造物の収集、運搬又は処分を行う者について、「処理業者」と定義されていますが、5-2-2 (1) で運営事業者が脱水ケーキ等の収集、運搬又は処分を行う者についても「処理業者」と定義されているので、区別した用語を使用したほうが良いかと存じます。	一般廃棄物又は産業廃棄物の運搬又は処分を行う者について、処理業者と定義していますので、表現を同じとしたものです。
131	要求水準書	本施設の環境性能未達の場合の責任	56	5	2	9				「天災その他不可抗力又は運営事業者が善良な管理者としての注意義務を怠らず、通常避けることができない理由により起きた要求水準未達であることが明らかな場合にはこの限りではない。」と記載されていますが、ここでいう「明らかな場合」とは、要求水準未達の原因調査を経ずとも外形的に見て通常避けることができないと認められる場合のみを指すわけではなく、原因調査をした結果明らかに避けることができなかつたと認められる場合も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ここでいう「明らかな場合」の定義は、要求水準未達の原因調査を経ずとも外形的に見て通常避けることができないと本県が判断した場合を指すものであり、事業者が原因調査をした結果明らかに避けることができなかつたと認められる又は判断した場合は含まれません。
132	要求水準書	本施設の環境性能未達の場合の責任	56	5	2	9				電気主任技術者の選任について「～ただし、電気事業法施工規則第52条の2の条件を満たすものに再委託できる」の記載がありますが、再委託した場合は、本施設に常時勤務ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書	環境測定	57	5	2	9	(3)	1)		監視強化状態に移行した場合の対応として、「環境測定は、通常の2倍の頻度で行うこと」とありますが、“通常”とはP55表5-3に記載の頻度という理解でよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりですが、要求水準書に定める頻度は、必要最小限を定めるものであるため、落札者決定基準の評価基準との関係も含め留意するようお願いいたします。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
134	要求水準書	電気主任技術者の選任	59	5	3	4				電気事業法施行規則（なお、要求水準書に記載されている「施工規則」は誤記と思われます。）第52条の2の条件を満たすものに再委託できるとされていますが、この場合には、同条の効果と同様に、本施設に常時勤務する従事職員の中から電気主任技術者を選任する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	要求水準書	情報連絡会議	60	5	5	1				情報連絡調整会議において共有する情報の想定がされていればご教示下さい。またメンバー選定は事業者提案と理解して良いでしょうか。	現時点で想定している情報はありません。また、メンバー選定は本県の指示によるものとします。
136	要求水準書	事業期間終了時の対応	63	5	6					5年より短いオーバーホール等のサイクルを必要とする機器は採用してはいけないとの理解で良いでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。詳細については、本県と協議の上、決定するものとします。
137	要求水準書	ユーティリティ	添付19							上水（井水）は取合い点における水頭圧をご教示下さい。	要求水準書1-4項(2)に示す水圧を参考に取合い点の水頭圧を算出してください。
138	要求水準書	ユーティリティ	添付19							上水（井水）の水質は、飲料用水として利用できる状態と考えて良いでしょうか。	現地では蛇口取り付けの簡易浄水器を通して飲用しています。
139	要求水準書	ユーティリティ	添付22							汚水（生活排水）の排水先の排水ピットへは、管底レベルTP+38.58での接続として良いでしょうか。 また自然流下での排水が困難と考えられる場合、ポンプ圧送等により排水としても良いでしょうか。	排水ピットへの接続は、入札説明書4-2項(3)の設計関連資料のうち、竣工図_汚水排水ピット構造図の長辺（北側）方向から排水管を接続してください。また、排水管の接続深さは、+39.3mから1.2mの土被り厚を確保してください（+39.3-1.2=+38.1mが管頂高）。なお、ポンプ圧送については、No. 54の回答を参照してください。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
140	要求水準書	添付資料5	添付29							汚泥搬入計画（参考）の鹿角Tにおける搬入量ですが、ここに示された搬入量は”1回あたり”であり、午前午後の計2回搬入であるため、1日当たりの搬入量は、ここに示された搬入量の2倍と考えてよろしいでしょうか。	鹿角Tについては、1回当たりの搬入量を示しており、1日当たりの搬入量は、ご理解のとおり2倍した数値となります。
141	要求水準書	添付資料5	添付29、32							鹿角処理センターの搬入は、週5日午前午後の2回となっていますが、3.2t/回（H32）なので、10t車両であれば、1回/日で運べると考えます。また、中央衛生処理場の月水金の運搬と分離して、火木の2日間で午前午後の2回/日で運べる量にもなります。この計画は、現地事情により仕方なく週5日で午前午後の2回としているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書	添付資料5	添付29、32							大館処理センターの汚泥量は、15t/日前後の数値となっていますが、1回で運べる量では無いと予想します。午前に2回搬入があると考えれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書	添付資料5 汚泥の含水率変動範囲	添付30							設計の代表値は、ここで示す平均含水率を採用することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書	添付資料5 添付資料6	添付30、37							汚泥の含水率変動範囲が示されておりますが、多くの水分が分離する可能性のある高い含水率まで範囲に含まれています。運搬車両は脱水ケーキ投入前後に水分を漏らさない構造のものであるという考えでよろしいでしょうか。また、各施設からの搬入車両の形態をご教示願います。	各搬入元からの搬入車両は、基本的に水分を漏らさない構造とはなっていませんので、脱水ケーキの投入時に漏洩することも視野に入れ、受入れ室の維持管理対策（洗浄等）を提案してください。なお、車両は要求水準書添付資料の添付-33を参照してください。

◆ 秋田県北地区広域汚泥資源化事業 資格審査以外に関する質問・回答書

No	資料名	質問事項	頁	章	節	項				質問内容	回答
145	要求水準書	添付資料5 汚泥量変動範囲	添付31							汚泥量変動範囲の算出方法をご教授願えないでしょうか。各処理場の受入変動量が関わってくると思いますが、それにより処理の検討方法が変わってまいります。	要求水準書添付資料の添付-30に示す含水率変動範囲の上下限値を基に汚泥量の変動範囲を算出しています。
146	要求水準書	添付資料6	添付39							年次別可燃分組成の±0%の数値について、算出方法をご教授願えないでしょうか。各処理場の受入変動量が関わってくると思いますが、それにより処理の検討方法が変わってまいります。	要求水準書添付資料の添付-37の汚泥性状分析結果一覧表に示す各処理対象施設の可燃分組成と添付-29の各処理対象施設の汚泥量を基に按分して算出したものです。
147	要求水準書	資料開示のお願い								下記の資料を開示頂けますよう願います。 <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟 平面・断面図 ・既設 非常用発電機用 燃料タンク 外形図、配置図 ・ 同上 燃料ポンプ 外形図、配置図、配管図 ・塩素混和池 電気配線図 ・ 同上 地中管路図、地中配線図 ・塩素混和池の設備に関する完成図面 1式（土木、機械、電気全て） ・管理棟 完成図書一式（建築・建築設備・建築電気含） ・汚泥処理棟 完成図書一式（建築・建築設備・建築電気含） 	入札説明書4-2項の設計関連資料以外については、基本的に開示しない方針です。
148	要求水準書	ユーティリティ								本事業用地からの雨水排水の放流先をご指示下さい。また、流域計画図等があれば開示頂けますようお願いいたします。	雨水排水の放流先は、入札説明書4-2項に示す設計関連資料のうち、「H27場内整備_施工範囲図.pdf」に示す3.6m×3.6mの浸透ピットとなります。また、流域計画図は、「既存雨水排水計画.pdf」を基に検討してください。